

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、境港管理組合会計規則（昭和 39 年境港管理組合規則第 1 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

竹内西緑地維持管理業務委託（除草） 一式

(2) 業務の仕様

別添竹内西緑地維持管理業務委託（除草）特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

2. 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年境港管理組合告示第 10 号（植栽管理及び除草作業等業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について）に基づく除草の競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有すること。

(3) 本店所在地が、鳥取県境港市、米子市又は西伯郡であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、境港管理組合建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 20 年 7 月 1 日）第 4 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3. 契約担当課

境港管理組合総務課

4. 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒684-0004 鳥取県境港市大正町 215 番地

境港管理組合総務課総務第 2 係

電話 0859-42-3705

メールアドレス sakai-port@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒684-0004 鳥取県境港市大正町 215 番地

境港管理組合工務課

電話 0859-42-3707

(3) 入札説明書等の交付方法

境港管理組合のホームページから入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月7日(月)から同月16日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

令和7年4月17日(木)午前10時50分

イ 場所

境港管理組合 会議室

5. 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第3号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和7年4月10日(木)午後5時15分までに提出すること。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和7年4月14日(月)午後5時15分までに境港管理組合のホームページに掲載する。

6. 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者には、7の事前提出物を作成し、令和7年4月15日(火)午後5時15分までに、郵送(期限までに必着のこと。)又は持参により提出しなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出部数は各1部とし、その規格はA4判とする。

(4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された入札参加書類は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7. 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

入札参加予定通知書(様式第1号)

8. 資格審査について

(1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年4月15日(火)までに通知(電話連絡)する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、境港管理組合に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年4月16日(水)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

- (3) (2)により説明を求められた場合、境港管理組合管理者は、説明を求めた者に対して令和7年4月16日(水)までに書面により回答する。

9. 入札条件

- (1) 入札は、紙入札によるものとし、入札書は所定の様式(様式第2号)を使用すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (6) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、入札を行うまでに委任状(様式第4号)を提出しなければならない。
- (7) 入札書の宛名は「境港管理組合 管理者 平井 伸治」とすること。
- (8) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 入札者は政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (12) 本入札においては、境港管理組合道路施設等管理業務最低制限価格制度実施要領に基づく最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を提出した者は失格とする。

10. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第90条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第89条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11. 入札の無効条件

- 次に掲げる入札は無効とする。
- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 7の書類を提出していない者のした入札
 - (3) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
 - (4) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
 - (5) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
 - (6) 記名押印のない入札書による入札

- (7) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を逸脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 委任状のない代理人のした入札
- (9) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

1 2. 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第104条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をしたもののうち、最低の価格（以下「落札価格」という。）をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

1 3. 契約書作成の要否

要

1 4. 手続における交渉の有無

無

1 5. その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者を行い、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その

他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(6) 8の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、4の(1)の場所に提出すること。